

ごたんだ通信

2018年新春号

No. 51

五反田法律事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12 いちご五反田ビル 5F
TEL 03 (3447) 1361 FAX 03 (3447) 1538
<https://gotandalaw.com/>

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

あけまして
おめでと
うござい
ます



弁護士 富澤	弁護士 鳥海	弁護士 田島	弁護士 千葉	弁護士 佃	弁護士 亀井
富澤	鳥海	田島	千葉	佃	亀井
伸江	準	浩	俊彦	一美	時子
伸江	準	浩	俊彦	一美	時子
		針ヶ谷健志	真野 亮太	甲斐 朝美	民部田正史
		事務局一同	申山 泰生		

あけましておめでとうございます。
新しい年を迎え、未来に対しそれぞれに希望を抱いていることと存じます。それぞれの夢が開花することを新年の冒頭に当たり、まずは祈念致します。

もっとも、個人の夢や希望が開くためには日本社会が真に個人の自由を尊重し、生命の安全や生存に憂いのないことが大前提となります。しかし、昨年の第48回の衆議院議員選挙においては自公を始めとする改憲勢力が大きな議席を占め、安倍内閣はいよいよ憲法9条の改悪を始めとした憲法改定に具体的に動き出し、我々の行く末には大きな暗雲が垂れ込めています。しかし、国会における勢力図は必ずしも市民の憲法に対する考えを反映しているものではありません。小選挙区制を中心とする選挙制度は市民の意思を忠実に反映するものではなく、国会における勢力図は憲法に対する市民感覚を

正確に反映するものとはなっておりません。多数の国民は憲法の改定になお懐疑的です。改憲を巡るこのような社会状況の中で、我事務所も市民の意思に十分に寄り添った意思表示を行い、市民感覚の表明にイニシアティブをとってゆきたいと思えます。個々人の生存の確保と夢の実現に少しでも貢献できるよう所員一同気持ちを引き締めて事に対処したいと思います。

我事務所も、品川の地に事務所を構えて40年が過ぎました。この間、品川を始めとした多くの個人、団体から様々なご支援をいただき、事務所を継続してまいりました。今後それぞれ個人の個人や団体の悩み、不安、希望といった心情に注意深く耳を傾け、より信頼される事務所を作り上げてゆきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

我事務所も、品川の地に事務所を構えて40年が過ぎました。この間、品川を始めとした多くの個人、団体から様々なご支援をいただき、事務所を継続してまいりました。今後それぞれ個人の個人や団体の悩み、不安、希望といった心情に注意深く耳を傾け、より信頼される事務所を作り上げてゆきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

谷川岳にて 撮影者・弁護士 千葉恒久

建設アスベスト訴訟

—生命あるうちの解決を—

弁護士 甲斐 朝美



石綿（アスベスト）は、断熱性や耐火性などに優れ、かつ、安価であったことから「魔法の鉱物」と呼ばれ、日本でも2006年までに約1000万トンが輸入され、建材を含めた様々な製品に使用されました。

しかし、石綿粉じんは、10年から50年もの長い潜伏期間を経て、石綿肺（じん肺の一種。呼吸困難などの症状があります）、肺ガン、中皮腫（ガンの一種。有効な治療法はなく、平均生存期間は12カ月、2年生存率は30%とも言われています）といった生命に関わる重大な疾病を引き起こす恐ろしい物質だったのです。

2008年5月、このような石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者やその遺族が原告となり、国と石綿建材製造・販売企業41社の責任を追及するため、訴訟を提起しました。

その後、福岡、大阪などで、同様の被害に苦しむ建築作業従事者や遺族が後に続き、国と企業の責任を追及するため、各地で訴訟を提起しました（全国の建設アスベスト訴訟の被災者原告総数は668名）。

というのも、国は、どんなに遅くとも1971年には、石綿の発ガン性や少量の曝露でも危険であることを知っていました。しかし、1975年の時点でも、最も危険な石綿建材である石綿吹付け材（高濃度の石綿が含まれており、飛散性があります）の使用さえも全面禁止とせませんでした。その結果、欧米諸国では、1975年以降に石綿消費量が急激に減りましたが、日本では、その後も消費量は増え、多くの建築現場で大量の石綿が使用されました。また、企業も、石綿の危険性を十分に知りながら、自社の利益を優先し、石綿が含有されていることや、石綿の危険性を何も伝えないまま、大量の石綿建材の製造・販売し続けたのです。

建材への石綿使用が禁止となったのは、欧米諸国から大幅に後れ、2004年になってからです。そのため、日本では、2004年までの間に大量の石

綿建材が製造され、全国の建築現場で多くの石綿建材が使用され、建築作業に従事していた人達は、建材の加工や解体の際、石綿粉じんを吸い込み、石綿肺や肺ガン、中皮腫などの石綿関連疾患に罹患しました。

2008年5月に東京・神奈川で建築作業従事者が訴訟を提起してから、10年弱もの歳月が過ぎました。

その間、東京、福岡、大阪、京都、札幌、横浜の6つの地方裁判所で国の責任を認める判決が出ました。また、京都と横浜の判決では、一部の石綿建材製造・販売企業の責任も認められました。

更に、2017年10月27日には、初の高等裁判所の判断である東京高等裁判所において、国と一部の石綿建材製造・販売企業の責任を認める判決が出ました。

しかし、国や企業は、更なる裁判所の判断を求め、控訴（あるいは上告）をしたため、現在も裁判手続が継続し、未だ解決に至っていません。

原告となった建設作業従事者らの病状は、日増しに悪化し、提訴時には法廷まで来ることが出来た人も、今では歩くことも困難となった人、寝たきりとなった人、更には命も奪われた人も多くいます。

2008年5月に東京地裁に提訴した建設作業従事者ら308名（患者単位のうち、生存者は172名（136名は提訴前に死亡）でしたが、約10年の裁判闘争の間97名もの原告が亡くなりました。原告らは、法廷の場で、度々、「生命あるうちの解決を」と訴えてきました。その訴えは、多くの原告らが亡くなっていく中で切なる訴え

当事務所の弁護士が熱弁



なのです。

そのような中、2017年11月15日、2008年5月に東京地裁に提訴した原告らの訴訟について、東京高等裁判所での審理が終了しました（判決日は2018年3月14日）。

約10年に及ぶ裁判闘争に奮闘してきた原告らは、この判決で勝利し、かつ、全面解決に至ることを強く望んでいます。

それと共に、原告らは、原告となった者の救済だけにとどまらず、「建設石綿被害者補償基金制度」の創設も求めています。なぜなら、現在、業務中の石綿粉じん曝露が原因で石綿肺や肺ガンなどの石綿関連疾患に罹患し、新たに労災認定を受ける人は、年間1000名前後にも上ります（その内、半数以上が建設作業従事者です）。石綿関連疾患は、何十年という長い潜伏期間を経て発症することから、残念ながら、今後も多くの建設作業従事者が新たに石綿関連疾患を発症と予測されます。原告らは、今後、新たに被災者となる建設作業従事者らもきちんと救済されるよう、まさに、アスベスト建設被災者の全面救済を目指しています。

池田山公園に行こう！

池田山公園（旧岡山池田藩下屋敷跡）はJR五反田駅から徒歩15分、閑静な住宅街の中にある、高低差を生かした池泉回遊式庭園です。池の水面には四季折々の移ろいが映し出され、訪れる楽しみを膨らませてくれます。高台から眺めたり、池の鯉とぐるり散策していると、いつの間にかリフレッシュ。パワースポット（有名な）のおかげかな。温かいお茶持参で、是非ホッコリしてみてください。



補助29号線 事業認可処分 取消訴訟

弁護士 串山 泰生

五反田法律事務所は、東京南部法律事務所と共同で総勢8名の弁護団を結成し、昨年6月29日、東京地方裁判所に都道「補助29号線」建設事業認可処分の取消しを求める訴訟を提起いたしました。

「補助29号線」とは

「補助29号線」は、東京都が計画する特定整備路線（全28路線、総延長約25km）の1つで、品川区大崎3丁目から大田区東馬込2丁目まで約3.5kmの区間を通る幅20mの道路です。平成32年度末（2021年3月末）完成予定で、建設費として総額600億円を超える予算が計上されています。

「補助29号線」の問題点

「補助29号線」の事業計画には、2つの問題点があります。1つは、道路予定地の多くが住宅密集地のご真ん中を通るため、多くの住民が立ち退きを迫られることとなります。もう1つの問題点は、事業効果が本当に必要なものなのか、また効果が実現するのかわしいことです。

なぜ住宅密集地のご真ん中に道路が？

どうして住宅密集地に道路を造ることになるのでしょうか。それは、昭和21年4月に告示され、昭和41年7月変更されて50年近くも見直しながざされてい

ない都市計画を、そのまま使って道路を造ろうとしているからです。現在、道路予定地は全国有数の住宅密集地になっています。そこに道路を通せば、昔とは比較にならない程、多くの住民の生活に影響を及ぼすこととなります。

本当に事業効果があるの？

東京都は、「補助29号線」を造れば、①交通の円滑化が図れる、②延焼遮断帯になるので防災効果が期待できる、③沿道を歩道にするので安全な歩行環境が整備される、といっています。

しかし、本当にそうでしょうか。補助29号線と並行する国道1号線（第二京浜道路）の交通量は年を追うごとに減少しています。今さら住宅密集地を貫いてバイパスを造る必要はありません。①交通の円滑化は、必要性自体が疑わしいのです。②防災効果については、確かに、品川・大田区の木密地域で防災対策は必要です。しかし、道路を造れば防災対策になるというのは論理飛躍です。糸魚川火災では100m以上も飛び火し延焼しています。20m程度の道路とその周囲の不燃化対策だけでは、延焼遮断帯として甚だ不十分です。また、南北に通る補助29号線は、東西方向の延焼には効果が期待できるのだとしても、南北方向の延焼を止める効果はありません。そんな道路のために600億円以上も費やし、多くの住民を追い出す意味があるのでしょうか。さらに、自動車通行量が少ない地域に幅20mの車道を通せば、交通量が増え、歩行者の危険が増すことは明らかで、③安全な歩行環境の整備にはなりません。

弁護団の取り組み

品川・大田区で防災対策は急務ですが「補助29号線」で防災は実現できません。

【全体平面図】～補助29号線（赤線が道路予定地です）



新しい都市計画を策定し効果的な対策を講じる必要があります。都市計画自体を見直す時期に来ており、古い都市計画による「補助29号線」の事業認可は取り消されるべきです。

「補助29号線」のため立ち退きを迫られて困っている、そんな方は当事務所まで、お気軽にご相談ください。

また、道路問題に関心をお持ちの方は、ぜひ一度、裁判傍聴にお越しください。次回は平成30年1月15日（月）午後2時から、東京地方裁判所（千代田区霞が関一―一四）1階第103号法廷にて行われます。

弁護士 真野 亮太

それからというもの、いろいろな日本酒を買ってきては、毎晩、息子たちが寝静まったリビングで1合をチビリチビリとやっています。至福の時間です。全国にはいろいろな旨い日本酒があったんですね。

実際にも、日本酒全体の販売量は毎年減少し、現在は、昭和50年の3分の1程度にまで下がっているものの、日本酒のうち純米酒や純米吟醸酒などは増加傾向にあり、人気を盛り返しているようです。

是非みなさまも、日本酒を久しぶりに飲んでみてはいかがでしょうか。

弁護士のつぶやき

私が育ったのは、成人一人当たりの日本酒消費量第1位の新潟県。ちなみに2位は秋田県と石川県、4位は山形県と福島県。日本酒は、東北・北陸でよく飲まれているんですね。もっとも、私自身は、乾杯から最後までずっとの「ビール党」。とは言っても、ジョッキ2杯程度で酔っぱらうので、「ビール党」の踏み絵を踏まされたら、「排除」されるかも知れませんが…。

そんな私が、今年から「日本酒党」に党籍変更。きっかけは、総選挙、じゃなくて、知り合いに連れて行ってもらったお店で福島県会津の「写楽」という日本酒を飲んだことでした。

これまで私が飲んだのは「端麗辛口」と言われている日本酒でした。水のようにクセが無いと表現されることが多く、確かに飲みやすいのですが、どれも同じような味で、「旨い」という感想を持つことは多くありませんでした。

ところが、この「写楽」という日本酒は、甘みや酸味、旨味があって、香りが口いっぱい広がるんです。衝撃でした。

「死後離婚」と「死後離縁」

弁護士 千葉 一美

花子 最近友達と話していて「死後離婚」という言葉を聞いたんだけど、こんな法律があるの？

太郎 たぶん、その友達は、「死んでまで夫と同じ墓に入りたくない」という意味で言ってるのではないかな。夫が生きている間は、いろいろな事情があって、離婚を思いとどまったけど、死んでからは自由になりたいとかね。でも、そんな法律はないんだよ。

花子 では、死んでから違う場所で眠りにつきたいと考えている場合はどうすればいいの？

太郎 その場合は、生前に子どもたちにその意思を伝えておくとか、遺言書にその旨の記載をしておくなどの方法があるね。しかも、夫と同じお墓に入りたくないのであれば、自分でお墓を用意するとか、実家のお墓に入れてもらうように頼んでおくとかの準備も必要だね。

花子 そうか、準備をしておけばいいんだね。

太郎 それとは別に、夫が死亡したら、もう夫の親族とは関係を持ちたくないと考える場合には、姻族関係終了の意思表示をすることが民法で認められていて、役所に届出すれば、夫の親族とは姻族関係を解消できるよ。

花子 似ているような言葉で「死後離縁」というのも聞いたことがあるんだけど。

太郎 それはね、養子縁組をした後、養親又は養子が死亡した後で、生きている方が離縁を望む場合のことだよ。

花子 どちらかが死んでしまった後でも離縁できるの。

太郎 裁判所の許可を受ければできるんだよ。

花子 でも、例えば、親が死んで養子が相続した財産は、離縁したらどうなるの？

太郎 いったん発生した相続権については、影響がないから、財産をもらっている場合でも、まだもらっていない場合でも、相続人の地位には影響がないんだよ。

でも、離縁すると、養親の親族とは関係がなくなるから、それ以後に発生した養親の親族との間では相続関係は発生しなくなるよ。

花子 そうか〜。法律の言葉って難しいね。またわからなくなったら教えてね。

私は、HPVワクチン薬害訴訟東京弁護団の一員として活動しておりますので、その活動を報告いたします。

弁護士 針ヶ谷 健志

1 HPVワクチン問題の概要

この問題は、国が販売を承認・接種勧奨をしたHPVワクチンを接種した方々が、副反応被害にあって苦しんでいる、という問題です。

HPVとは「ヒトパピローマウイルス」を意味します。このウイルスに感染すること自体は珍しいことではありませんが、感染した細胞の一部が、子宮頸がんになることがあります。HPVワクチンは、このウイルスの一部の感染を予防するものであり、「子宮頸がんワクチン」と呼ばれることもあります。

このワクチンは、2010年に国による接種勧奨がなされ、小学校6年生から高校1年生の女性が多く接種しました。2013年には、予防接種法の改正により、定期接種の対象となりました。

2 被害の実態

ところが、このワクチンを接種した結果、重篤な副反応症状が生じる方々が現れました。具体的には、激しい頭痛、不随意運動、学習障害、記憶障害といった多様な症状です。また、被害者の方々の多くは適切な診断を受けるまで、複数の医療機関を転々としました。中には、医療機関から詐病扱いされた方もいます。そして、将来の進路変更を余儀なくされた方も多数います。副反応症状に対する治療法も確立されていません。

国や製薬会社はHPVワクチンと副反応症状との因果関係を認めていません。そこで、2016年7月、副反応被害者が、国と製薬会社2社を被告とする損害賠償請求訴訟を、東京、名古屋、大阪及び福岡の地方裁判所に提起したのです。

3 私の弁護団活動へのかかわり

私は、修習生時代にこの問題を知り、弁護士となって早々弁護団に加入しました。

弁護団の中では、法的責任班とサポート班に所属しています。法的責任班は、国と製薬会社に損害賠償責任があるということ、法的に整理して主張することを主に担当します。サポート班は、被害者の方々を支えるための活動をする班で、勉強会の企画や、訴訟支援組織立ち上げのための連絡等々を行っています。

とはいえ、加入した当初はわからないことだらけでした。医学的な話が難しいことはもちろん、法的主張としての論点、訴訟手続きとしての論点、弁護団と原告団との関係など、様々な側面での議論があり、議論を理解することは容易ではありませんでした。

他方、法的責任班として、準備書面案の作成にかかわると、事案の理解を深めることができ、より良い書面を作らなくてはならないという気持ちが湧いてきました。また、サポート班でも繰り返し会議に出席し、いろいろな方とかかわっていく中で、この訴訟の意義や、薬害訴訟におけるサポートという役割の重要性が見えてきました。

被害者の真の救済のために、引き続き努力していこうと思います。

法律相談のお知らせ

「こんな時どうしよう？」と思ったら……

まずはお気軽にご相談ください。

☎ 03-3447-1361 受付時間は 平日9時～18時です。

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所

検索

<https://gotandalaw.com/>

相談料
30分
¥5,400-

